

出雲市中小企業者等事業復活支援給付金

市では、新型コロナウイルスの影響を受けた企業・個人事業者等で、国が実施する事業復活支援金の給付対象とならない方を支援するため、新たな給付金制度を創設しました。該当する事業者の方は早めに申請してください。

1. 主な給付対象要件(全てに該当する中小企業者等)

- ①市内に事業所を有し、令和3年(2021)11月～令和4年(2022)3月のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018)11月～令和3年(2021)3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、20%以上30%未満減少していること
- ②国が実施する事業復活支援金の対象ではないこと

※上記①の期間中、売上高が30%以上減少している月がひと月でもある場合は対象外です。その場合は国の事業復活支援金の対象となる可能性がありますので、以下相談窓口までお問い合わせください。
【国の事業復活支援金相談窓口】 ☎0120-789-140

- ③市税の滞納がないこと
- ④今後も事業継続の意思があること



2. 支給金額

個人	法人		
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
10万円	20万円	30万円	50万円

3. 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて原則郵送(封筒・切手は申請者でご負担ください。)にて申請してください。申請書は、市ホームページから取得、または市役所本庁・行政センターなどの備え付けをご利用ください。

ホームページはこちら



4. 申請期間

令和4年5月9日(月)～令和4年7月29日(金)

出雲市 事業復活支援給付金 (検索)

おたすね/商工振興課 ☎21-6269

参加者募集

出雲市で創業をお考えの方を支援しています! 出雲で始める。出雲でつながる。 「創業塾」の開催について

過去100人以上
受講!
創業者多数!

市では、創業時に必要な知識、役立つ情報を学んでいただく講座「創業塾」を開催します。創業をお考えの方は、ぜひご参加ください。

	月日	時間	内容	備考
第1回	5月9日(月)	19:00～21:00	オリエンテーション・ビジネスモデルを知る	【資料代】3,000円 ※資料代は会場受付にてお支払いください。(現金のみ) ※欠席された場合の返金はありません。 ※本講座は出雲市の特定創業支援事業計画に基づき実施します。本講座を修了すると、創業に係る登録免許税の減免などの特例を受けることができます。
第2回	5月16日(月)		マーケティング①	
第3回	5月23日(月)		マーケティング②	
第4回	5月30日(月)		マーケティング実践・ケーススタディー	
第5回	6月6日(月)		財務①	
第6回	6月13日(月)		財務② 法務	
第7回	6月20日(月)		ビジネスプラン作成①	
第8回	6月25日(土)	13:30～17:30	ビジネスプラン作成②	

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催の中止または日程の変更等を行う場合があります。

講師 一般社団法人 島根県中小企業診断協会 ほか

定員 30名 ※要申込・先着順

場所 第1回～第6回：出雲市役所 1階 くにびぎ大ホール
第7回～第8回：未定(参加者の皆さまには後日お知らせします。)

締切 5月5日(木・祝)

申込おたすね NPO法人21世紀出雲産業支援センター ☎25-2488
※右の二次元コードからお申込みください



出雲市での就職活動をサポートします! 学生就職支援窓口(令和4年新設)

就職相談

専任の相談員が就職活動についてのご相談をお受けします。

就職まで学生の方へ寄り添ったサポートをします。
ご希望の業種や職種など条件にそった求人をご紹介します。

面接サポート

履歴書の添削や面接練習をお受けします。
就職活動での企業との橋渡しをいたします。

ご利用 できる方

出雲市内に就職をご希望の学生
(ただし、高校生以下を除く)
*ご家族の方のご相談もお受けします。

UIターン就職を応援します! UIターン就職支援窓口

就職相談

専任の相談員が就職・転職についてのご相談をお受けします。

出雲市周辺の企業情報、お仕事情報を提供します。

職業紹介

ご希望の条件にそった求人をご紹介します。
応募までの企業との橋渡しをいたします。



ご利用 できる方

出雲へのUIターンをお考えの方や
UIターンして間もない方で、出雲市内
に就職をご希望の方



ご利用の際は、事前にご予約ください。

開設時間 8時30分~17時00分(開設場所 出雲市役所)

※土・日・祝日・年末年始はお休みです。



ご予約・おたずね/産業政策課 ☎24-7620

令和4年度の標準農作業料金及び 農業臨時雇用賃金を決めました

令和4年度の標準農作業料金及び農業臨時雇用賃金を、下表のとおり決めましたので参考としてください。
この金額は、令和4年4月1日から適用とします。

項目	地域	佐田	多伎	湖陵
耕耘		8,400	8,400	9,300
代かき		8,900	8,900	11,300
育苗 (20箱/10a換算)		17,500	17,500	18,000
田植		8,800	8,800	9,300
刈取		21,600	21,600	23,700
糶運送		2,300	2,300	刈取に含む

(単位:円/10a)

出雲地域、平田地域、大社地域及び斐川地域の料金は、下記へおたずねください。

出雲地域 … JAしまね出雲地区本部中部営農センター ☎31-9055 平田地域 … JAしまね出雲地区本部東部営農センター ☎62-9059
 西部営農センター ☎53-2168 大社地域 … JAしまね出雲地区本部西部営農センター ☎53-2168
 河南営農センター ☎43-7007 斐川地域 … JAしまね斐川地区本部営農総合センター ☎73-9615
 南部営農センター ☎84-0213

- (1) この料金は、作業項目別の標準的料金を示すもので、双方で作業条件等により協議・決定することを前提としています。
- (2) 作業項目にない農作業は、双方協議のうえ、決定してください。
- (3) この料金は、消費税を含みます。
- (4) 糶運送のみを受託される場合は、貨物自動車運送事業法の許可を受ける必要があります。

〔農業臨時雇用賃金〕

斐川地域を除く全市 1日(8時間)8,000円 1時間あたり1,000円

- (1) 8時間を超過する場合は、1時間あたり25%増しとします。
- (2) この賃金は、農作業に従事するため臨時的(6か月未満)に雇用する場合の標準を示すもので、作業の内容、条件等により双方で協議決定することを前提としています。
- (3) 斐川地域は、JAしまね斐川地区本部営農総合センター(☎73-9615)へおたずねください。

島根県の最低賃金は、時間額824円です。(令和3年10月2日改正)
島根県の最低賃金が改正された場合は、最低賃金以上の額としてください。

おたずね/農業委員会事務局 ☎21-6762